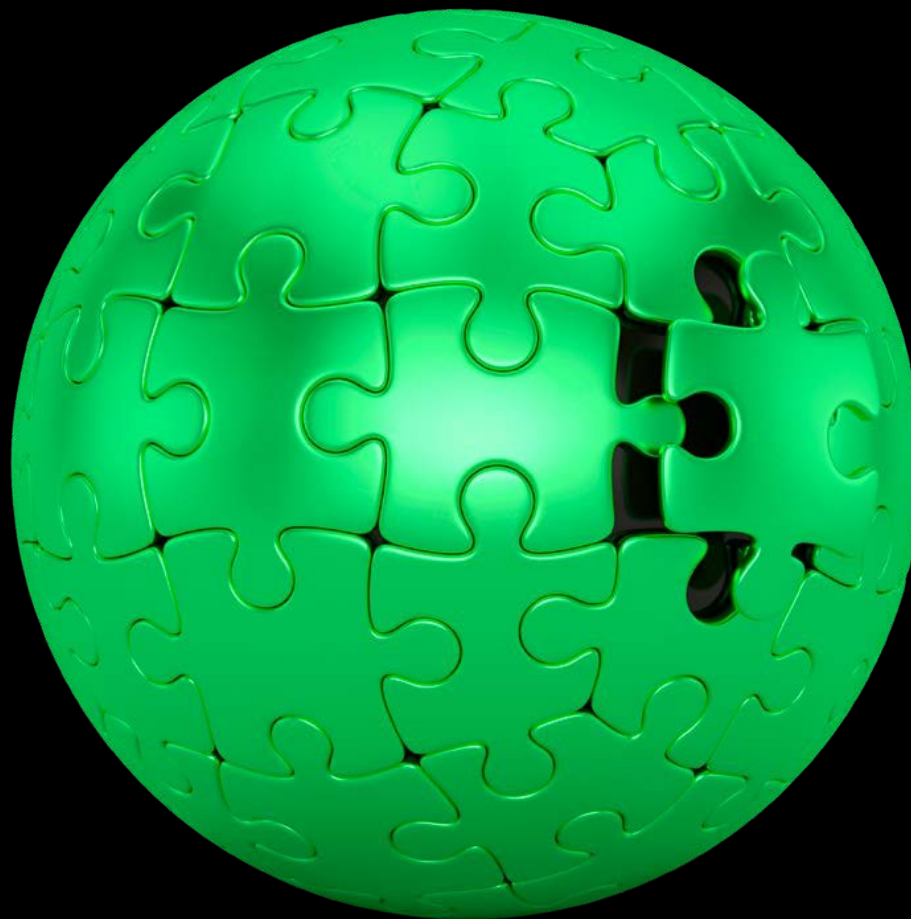




iGAAP in Focus

欧州サステナビリティ報告

欧州委員会が簡素化された欧州サステナビリティ報告基準に関する委任法を公表



2026 年 7 月



概要

この *iGAAP in Focus* では、欧州委員会（EC）が、特定のサステナビリティ報告基準の簡素化に関し委任規則（EU）2023/2772 を改正する欧州委員会委任規則（EU）.../...（2026 年 7 月 3 日付）（以下「委任法」という）の附属書として公表した、改正欧州サステナビリティ報告基準（ESRS）について説明します。

- ECは、改正ESRSを定める委任法を公表しました。ECは、改正ESRSについて、EFRAGが提出した助言を基礎としています。ESRSの基本的な構造は維持されている一方で、基準は簡素化されています。
- 当該委任法は、欧州議会およびEU理事会に審査のため提出されています。両機関には、当該委任法に異議を唱える（拒否する）ための期間として2か月が与えられており、必要に応じてさらに2か月延長されます。異議が唱えられなければ、精査期間の満了後に当該委任規則は発効します。
- 当該委任法およびその附属書に含まれるESRSは、2027年1月1日以後開始する会計年度から適用されます。2026会計年度からの早期適用は、委任法が発効し次第認められます。
- 委任法は、発効後、その全体について拘束力を有し、すべての加盟国において直接適用されます。企業による強制適用は、各企業が範囲に含まれる加盟国において企業サステナビリティ報告指令（CSRD）が国内法化されている範囲で求められます。



背景

2025 年 2 月、EC は、2023 年 12 月に [EU 官報](#) に掲載された委任法により公表された ESRS（「ESRS 第 1 セット」）を改正することを約束しました。EC は、EFRAG に対し、ESRS の改正に関する技術的助言を提供するよう要請しました。2025 年 12 月、EFRAG は EC に[技術的助言](#)を提出しました。

2026 年 5 月、EC は、ESRS の改正案を示した委任法案を公表しました。当該委任法案に対するコメント期間は 2026 年 6 月 3 日に終了しました。

EC は改正 ESRS を定める委任法を最終化しました。

Observation

改正 ESRS には、ESRS の下でどの企業がどの報告期間から報告する必要があるかについてのガイダンスは含まれていません。これらの事項および他の EU 法から生じるデュー・デリジェンス要求事項ならびに開示情報などの考慮事項は、2026 年 2 月に EU 官報に掲載され、2026 年 3 月に発効した[オムニバス・コンテンツ指令](#)（指令（EU）2026/470）の一部です。加盟国は、オムニバス・コンテンツ指令により生じる改正を、2027 年 3 月 19 日までに各国法に置き換えることが要求されています。

「Wave 1」の企業（すなわち、2024 年 1 月 1 日より開始する期間から CSRD に基づく報告が要求される企業）は、改正 ESRS が利用可能となるまで、引き続き EC が 2023 年に採択した ESRS 第 1 セットを適用する必要があります。¹

これらの企業に救済措置を与えるため、EC は 2025 年 7 月に[委任法](#)（「Quick Fix」委任法）を採択し、2024 年に利用可能だった経過措置を 2025 年および 2026 年においても維持し、場合によっては延長するものとしました。改正 ESRS 1 は、「Wave 1」の企業に対する段階的措置に関する規定を定めています（下記「[ESRS 1 – 段階的に導入される開示要求事項](#)」を参照）。

¹ 当該委任法は、改正 ESRS が、採択日から 4 か月と 1 週間を加算した日に発効すると規定しています。



ESRS の構造

改正 ESRS は、相互に補完、作用することを目的とした 2 つの基準カテゴリーを引き続き使用します。

- 以下に適用される要求事項をカバーするクロス・カッティング基準：
 - CSRD によって改正された EU 会計指令の下で、企業がサステナビリティ関連情報を作成し、表示する際に遵守すべき全般的要求事項（ESRS 1）
 - 活動分野にかかわらずすべての企業（すなわちセクター共通）およびサステナビリティピック全体に適用される全般的開示（ESRS 2）
- セクター共通の視点から特定のサステナビリティピックをカバーするトピック別基準

セクター別基準は、EC がオムニバスプロポーザルにおいて今後それらを採択する予定はないと表明したことを受けて、構造に含まれていません。

ESRS フルセットは、次のように構成されています。

クロス・カッティング	ESRS 1 全般的要求事項	ESRS 2 全般的開示事項			
環境	ESRS E1 気候変動	ESRS E2 汚染	ESRS E3 水	ESRS E4 生物多様性 および生態系	ESRS E5 資源利用および循環型 経済
社会	ESRS S1 自社の労働力	ESRS S2 バリュー・チェーンにおける労働者	ESRS S3 影響を受ける コミュニティ	ESRS S4 消費者およびエンドユーザー	
ガバナンス	ESRS G1 企業の行動倫理				

略語のリストと用語集は、改正 ESRS とともに公表されています。



ESRS の構造

ESRS 第 1 セットとの主な変更点

現在「Wave 1」の企業に適用されているESRS第1セットと改正ESRSとの主な相違点は、以下の通りとなっています。

- 必須（「shall」）開示要求事項の簡素化
- 適用要件（Application Requirements：AR）の縮小および簡素化。現在は、関連するセクションまたは開示要求とともにボックス形式で示されています
- 任意（「may」）の開示の削除
- ESRSの目的への適正な表示の原則の組み込み
- 包括的原則としての情報の重要性の強調の強化、およびダブル・マテリアリティ評価の要求事項の簡素化。これにより、企業が「トップダウン」アプローチを採用することが明確に認められています
- 方針、行動、目標に関する最低開示要求（MDR）を、情報の重要性への焦点を支援する目的で、全般的開示要求（GDR）として再配置
- 任意のエグゼクティブ・サマリーを含め、情報の表示方法に関する柔軟性の向上
- トピック別基準の簡素化

- 予想される財務的影響、温室効果ガス（GHG）排出、マイクロプラスチック、汚染物質（高懸念物質を含む）、および人権インシデントと差別インシデントに関するガイダンスの明確化
- オムニバス・コンテンツ指令による新たな規定の導入。これにより、一定の状況において企業が特定の情報を省略することが認められます
- 追加的な救済措置の導入（下記「**ESRS 1 – サステナビリティ情報の作成と表示**」のボックスを参照）
- ISSB基準（SASB基準を含む）およびグローバル・レポーティング・イニシアティブ（GRI）基準への参照を企業固有の情報を特定するためのガイダンスの情報源として追加することによる、ISSB基準との相互運用可能性の強化



ESRS 1 「全般的な要求事項」

目的

ESRS は、CSRD およびオムニバスパッケージにより改正された EU 会計指令に従って企業が開示を要求されるサステナビリティ情報を特定しています。ESRS は、企業に対し、人々および環境に対する重要性がある企業のインパクト、および重要性があるサステナビリティ関連のリスクおよび機会に関する情報を開示することを要求しています。この 2 つの視点による報告がダブル・マテリアリティ原則を構成します。

ESRS に従って作成されたサステナビリティ・ステートメントの目的は、企業のすべての重要性があるサステナビリティ関連のインパクト、リスクおよび機会、ならびに企業がそれらをどのように管理しているかを適正に表示することです。ESRS のサステナビリティ・ステートメントは、ガバナンス、戦略（財務的影響を含む）、関連する方針および行動を含むインパクト、リスクおよび機会の管理、ならびに指標および目標を対象としています。

ESRS は、一般目的サステナビリティ・ステートメントの利用者にとって有用な情報を開示することを企業に要求しています。これらの利用者は以下のとおりです。

- 既存および潜在的な投資家、金融機関および、資産運用会社、信用機関および保険会社を含むその他の債権者など、一般目的財務報告書の主要な利用者
- 企業のビジネスパートナー、社会的パートナー（労働組合および使用者団体）、市民社会および非政府組織など、一般目的サステナビリティ・ステートメントのその他の利用者

ESRS 1 は、起草規則を説明し、企業の重要性があるインパクト、リスクおよび機会を特定するため、ならびに報告すべき情報を作成し表示するための全般的な要求事項を定めています。また、サステナビリティ・ステートメントの作成基礎に関する全般的な要求事項も定めています。

インパクト、リスクおよび機会

ESRS では、「インパクト」とは、人々および環境に対する既に発生しているおよび潜在的な、正および負のインパクトを指します。「リスク」および「機会」とは、企業の経營業績、財政状態、キャッシュ・フロー、ファイナンスへのアクセスまたは資本コストに短期、中期または長期にわたり影響を及ぼす（または及ぼすと合理的に見込み得る）企業のサステナビリティ関連のリスクおよび機会を指します。これらをまとめて「インパクト、リスクおよび機会」と呼びます。

ステークホルダー

ステークホルダーとは、企業に影響を与えることができる者、または企業から影響を受ける可能性がある者と定義されています。ステークホルダーには、2 つの主要なグループがあります。

- 影響を受けるステークホルダー（affected stakeholders）：企業の活動および企業の上流および下流のバリュー・チェーンにおける直接的および間接的なビジネス上の関係によって、その利益が影響を受けるまたは影響を受け可能性のある個人またはグループ（利用者としての市民社会、非政府組織および労働組合は、影響を受けるステークホルダーの代理人となり得る）
- サステナビリティ・ステートメントの利用者：一般目的財務報告書の主要な利用者（既存および潜在的な投資家、金融機関、その他の債権者（資産運用会社、信用機関、保険会社を含む）、およびサステナビリティ・ステートメントのその他の利用者（企業のビジネスパートナー、労働組合および社会的パートナー、市民社会および非政府組織を含む）

ESRS 1 「全般的な要求事項」

開示要求の構造

ESRS 1 は、ESRS の全体的な構成を定めています。

ESRS 2 は、企業がその重要性があるインパクト、リスクおよび機会に関連するすべてのトピックにわたり、企業が全般的なレベルで報告することを要求される情報に関する開示要求を定めています。

トピック別基準は、ESRS 2 の要求事項を補完するトピックとサブトピックを扱っており、ESRS 2 と同じ報告分野を反映しています。

さらに、企業は、1 つまたは複数の重要性があるインパクト、リスクまたは機会に関連するトピックが、ESRS ではカバーされていない、または十分な粒度でカバーされていないと結論付ける場合は、企業固有の開示（適正な表示に関する規定を考慮し、以下を参照）を提供することが要求されています。IFRS 財団のセクターベースの内容および GRI セクター基準は、企業固有の情報を開発する際の必須ではないガイダンスの情報源として参照されています。

適正な表示（Fair presentation）と情報の質的特性

ESRS 1 に規定されているとおり、適正な表示のためには、ESRS 1 に規定されている要求事項に従って、企業の重要性があるインパクト、リスクおよび機会に関する関連性のある情報を開示およびそれらの忠実な表現が求められます（関連性および忠実な表現は、ESRS 1 の付録 B に規定されています）。忠実な表現を達成するために、企業は、その重要性があるインパクト、リスクおよび機会について、完全、中立的かつ正確な描写を提供することが要求されます。

また、適正な表示のためには、企業は次の事項を開示することを要求されています。

- 比較可能で、検証可能かつ理解可能な情報（ESRS 1 の付録 B 参照）
- ESRS の適用が、企業の重要性があるインパクト、リスクおよび機会、ならびに企業がそれらをどのように管理しているかを利用者が理解するのに十分ではない場合、企業固有の情報

ESRS 1 に定める重要性のフィルターを含めた ESRS の適用（必要な場合には企業固有の開示を含む）は、適正な表示を達成するサステナビリティ・ステートメントにつながります。

企業は、サステナビリティ・ステートメントが、全体として、重要性があるインパクト、リスクおよび機会を適正に表示しているかどうかを検討することが要求されます。この評価は、独立した個々の開示ではなく、サステナビリティ・ステートメント全体にわたって開示された情報が示す全体像を考慮します。

Observation

適正な表示のフレームワークは、IFRS 会計基準や IFRS サステナビリティ開示基準にも含まれている概念です。改正 ESRS 1 には、サステナビリティ・ステートメントが全体として適正な表示を行っているかどうかを企業が検討する要求事項が新たに含まれています。

適正な表示のフレームワークが意味することの詳細は、Deloitte の [iGAAP in Focus](#) に記載されています。



ESRS 1 「全般的な要求事項」

マテリアリティ

情報の重要性

サステナビリティ・ステートメントには、重要性がある情報が含まれています。情報を省略したり、誤表示したり、不明瞭にしたりしたときに、以下のいずれかの事項に影響を与えると合理的に見込み得る場合、情報は重要性があります。

- 一般目的財務報告書の主要な利用者が、企業への資源の提供に関連して、財務諸表およびサステナビリティ・ステートメントを含むそれらの報告書に基づいて行う意思決定
- 一般目的サステナビリティ・ステートメントのその他の利用者が、企業の重要性があるインパクト、リスクおよび機会、ならびに企業がそれらをどのように管理するかに関する、サステナビリティ・ステートメントに基づいて行う意思決定

一部の例外を除き、企業は、ESRS の要求事項で定められている情報であっても、その結果として得られる情報に重要性がない場合には、情報を開示することは認められません。企業固有の情報の開示についても同様です。

Observation

改正 ESRS における財務マテリアリティの記述は、「サステナビリティ関連財務開示の文脈において、情報は、それを省略したり、誤表示したり、不明瞭にしたりしたときに、一般目的財務報告書の主要な利用者が、財務諸表およびサステナビリティ関連財務開示を含む、特定の報告企業に関する情報を提供する当該報告書に基づいて行う意思決定に、当該情報が影響を与えると合理的に見込み得る場合には、重要性がある」とする、IFRS S1 号「サステナビリティ関連財務情報の開示に関する全般的な要求事項」と整合しています。特に、EC は主要な利用者にとっての意思決定の有用性が、企業への資源の提供に関連していることを明確にしました。

インパクトマテリアリティについても、意思決定の有用性が現在では強調されています。

ダブル・マテリアリティ評価

マテリアリティ評価の実施は、企業が報告すべき重要性があるインパクト、リスクおよび機会、ならびに関連するトピックを特定するために必要です。企業は、ダブル・マテリアリティ評価に基づき開示すべき重要性がある情報を決定します。

ダブル・マテリアリティには、インパクトマテリアリティと財務マテリアリティという 2 つの側面があり、それらがどのように相互作用するかを考慮する必要があります。インパクトは、当初から財務的に重要性がある場合もあれば、企業の経営成績、財政状態、キャッシュ・フロー、資金調達へのアクセスまたは資本コストに短期、中期または長期にわたって影響を及ぼすと合理的に見込まれるようになった時点で、財務的に重要性がある状態となる場合もあります。インパクトは、それが財務的に重要性があるかどうかにかかわらず、インパクトの観点からのみ重要性がある状態となります。

インパクトマテリアリティ評価と財務マテリアリティ評価

インパクトマテリアリティ評価は、企業の重要性があるインパクトの特定に対応します。企業は、当該トピックが、短期、中期または長期にわたり人々または環境に対して、企業の重要性がある既に発生しているまたは潜在的な正または負のインパクトに関連する場合には、特定のトピックに関する情報をインパクトの観点から報告することが要求されます。インパクトには、企業自身の業務、上流および下流のバリュー・チェーン（企業の製品およびサービス、ならびに上流および下流のバリュー・チェーンにおける企業とのビジネス関係を通じたものを含む）とつながりのあるものが含まれます。ビジネス関係は、直接的な契約関係に限定されません。

財務マテリアリティ評価は、一般目的財務報告書の主要な利用者が企業への資源提供に関する意思決定を行う際に重要性があると考えられる情報の特定に対応します。企業は、特定のトピックが企業に対して重要性がある財務上の影響を引き起こす場合、または引き起こすと合理的に見込み得る場合には、当該トピックに関する情報を財務マテリアリティの観点から報告することが要求されます。トピックに関連するリスクまたは機会が、企業の発展、財政状態、経営成績、キャッシュ・フロー、ファイナンスへのアクセスまたは資本コストに対して、短期的、中期的または長期的に重要性がある影響を及ぼす、または及ぼすことが合理的に見込み得る場合がこれに該当します。リスクおよび機会は、過去または将来の事象から生じることがあります。

ESRS 1 「全般的要求事項」

報告すべき情報を決定するステップ

ダブル・マテリアリティ評価を実施するに当たり、企業は、報告日において過大なコストまたは労力をかけずに利用可能な合理的かつ裏付け可能な証拠を使用します。

企業は、更なる評価を行うことなく、セクター、地域、上流および下流のバリュー・チェーンの特徴を含む戦略およびビジネスモデルの分析に基づいて、トピックまたはサブトピックに関するインパクト、リスクまたは機会に重要性があるまたは重要性がないという結論を導き出す場合があります（マテリアリティ評価に対する「トップダウン」アプローチ）。このアプローチでは、1 つまたは複数のインパクト、リスクまたは機会の重要性の有無が上記の分析に基づいて明らかでない場合には、企業は当該インパクト、リスクまたは機会について特定の評価を行うことが要求されます。

また、企業はインパクト、リスクおよび機会のレベルでのみ実施されるマテリアリティ評価を用いることもできます（マテリアリティ評価に対する「ボトムアップ」アプローチ）。

報告される情報に関して、企業は次のことを行うことが求められています。

- ESRS 2 を適用する
- 重要性があるインパクト、リスクおよび機会に関連するトピックまたはサブトピックについて、以下のアプローチを適用する
 - ESRS 2 全般的開示要求を方針、行動、指標および目標に適用する
 - トピック別基準の特定のトピックまたはサブトピックに関連する開示要求の情報を開示する
 - 必要な場合、企業固有の情報を追加する

デュー・デリジェンス

デュー・デリジェンスとは、企業が、事業につながりのある人々および環境に対する既に発生しているおよび潜在的な負のインパクトを特定し、防止し、緩和し、終結させ、最小化し、修復するプロセスです。デュー・デリジェンスは、企業の戦略、ビジネスモデル、活動、ビジネス関係および営業の状況と実務（設計、購買、販売および流通を含む）の変化に対応し、またその変化を引き起こす可能性のある継続的な取り組みです。

ESRS は、デュー・デリジェンスに関して行動要求を課すものではなく、また、デュー・デリジェンスの実施に関する企業の管理、経営および監督機関の役割を拡大または修正するものでもありません。

企業のサステナビリティ・デュー・デリジェンス・プロセスの結果は、企業の重要性がある負のインパクトの評価に情報を提供します。

報告バウンダリー

報告企業および自社の事業（own operations）

サステナビリティ・ステートメントは、財務諸表と同じ報告企業に対するものです。親会社が連結財務諸表を作成している場合、サステナビリティ・ステートメントは、適用される会計上の要求事項にしたがって親会社およびその子会社に関するものとなります。連結レベルで報告する場合には、企業は、グループの法的構造にかかわらず、連結グループに対する重要性があるインパクト、リスクおよび機会の評価を実施することが要求されます。

開示の免除

CSRD は、EU 域外の親会社の子会社は、親会社が ESRS または EC が同等とみなす基準に基づいて報告しており、保証意見を含む連結サステナビリティレポートが公開されている場合には、情報を開示する必要がないと規定しています。何が「同等」とみなされるかは、EC によってまだ決定されていません。

ESRS 1 「全般的な要求事項」

バリュー・チェーン

企業の重要性があるインパクト、リスクおよび機会を理解し、情報の質的特性を満たすために必要な範囲で、報告される情報は企業自身の活動を超えて、上流および下流のバリュー・チェーンにおける直接的および間接的なビジネス関係を通じて企業とつながりのある重要性があるインパクト、リスクおよび機会（バリュー・チェーン情報）を対象とします。

企業は、ESRS 1 に記載されたダブル・マテリアリティ評価の結果および他の ESRS における上流および下流のバリュー・チェーンに関する特定の要求事項にしたがって、重要性がある上流および下流のバリュー・チェーン情報を含めることが要求されます。

場合によっては、持分法で会計処理される関連会社または共同支配企業が、サプライヤーまたは顧客でもある場合など、株式保有関係を超えて企業の上流および下流のバリュー・チェーンの一部になることがあります。このような場合には、企業は、他の類似のビジネス関係に採用されているアプローチと整合的に、供給または顧客との関係に関する情報を開示することが要求されます。これは、企業が、関連会社または共同支配企業に対する投資者としての関係と、供給または顧客との関係の双方を考慮することを意味します。

企業は「バリュー・チェーンキャップ」を考慮しなければなりません。これは、貸借対照表日現在において、直前の事業年度中の平均従業員数が 1,000 人を超えないバリュー・チェーン上の企業に対して、任意の基準に定められたデータポイントから生じる情報を超える情報の提供を要求することができないことを意味します。

報告期間、基準年および時間軸

企業のサステナビリティ・ステートメントの報告期間（指標の計算を含む）は、財務諸表の報告期間と一致します。基準年は、情報が入手可能であり、その後の情報を経時的に比較できる過去の基準日または期間です。

サステナビリティ・ステートメントを作成する際、企業は報告期間の末日時点で以下の時間分類を適用することが要求されます。

- 短期の時間軸：企業が財務諸表上の報告期間として適用している期間
- 中期の時間軸：短期の報告期間終了後から 5 年目
- 長期の時間軸：5 年超

定義された中長期的な時間軸を使用すると関連性のない情報となる場合には、企業は中長期的な時間軸の異なる定義を適用することができます。

サステナビリティ情報の作成と表示

サステナビリティ・ステートメントの記載場所と構成

企業は、企業のサステナビリティ・ステートメントとして特定されたマネジメントレポートの専用セクション内に、ESRS で要求されるすべての開示情報を表示することが求められています。企業は、サステナビリティ・ステートメントを、全般情報、環境情報、社会情報、ガバナンス情報の順に 4 つの部分に分けて構成することが求められています。企業は、代替的な構成を使用する理由を付した説明を表示することを条件として、異なる方法でサステナビリティ・ステートメントを構成することができます。付録または独立したサブパートを使用することもできます。EU タクソノミー規則第 8 条にしたがって開示情報を作成する場合、サステナビリティ・ステートメントに含めることが要求され、マネジメントレポート内の別の付録に含めることができるとされています。

企業は、環境、社会およびガバナンスの重要性があるインパクト、リスクまたは機会およびそれらの管理に関する主要なメッセージを含むエグゼクティブ・サマリーをサステナビリティ・ステートメントに記載することができます。このエグゼクティブ・サマリーの内容および表示は、情報の質的特性を満たすべきであり、サステナビリティ・ステートメントの不可欠な部分です。

企業は、たとえその情報に重要性がなくても、他の法規制によりサステナビリティ情報の開示が義務付けられていることから生じた補足情報をサステナビリティ・ステートメントに含めることができます。また、他の基準設定主体（ISSB または GRI が発行する資料など）により公表された強制力のないガイダンスやセクター固有のガイダンスを含め、一般的に受け入れられている報告基準またはフレームワークからの補足情報を含めることもできます。この情報は、関連する法律、基準またはフレームワークを適切に参照して明確に特定されるべきです。

ESRS 1 「全般的要求事項」

特定の利用者のデータ需要を満たすために必要な場合には、企業は、サステナビリティ・ステートメントに、重要性のない補足的な開示情報を含めることができます。そのような情報は、マテリアリティ評価の結果ではないことを明確に特定すべきであり、それが表そうとする側面を忠実に表現し、かつ、重要性がある情報を不明瞭にしない方法で表示しなければなりません。

開示情報の要求事項で規定されている情報または特定のデータポイントは、特定の要求事項を満たしている場合、相互参照によってサステナビリティ・ステートメントに組み込むことができます。

サステナビリティ・ステートメント作成のための救済措置

ESRS は、サステナビリティ・ステートメント作成のため救済措置を維持しています。これには次のものが含まれます。

- 企業は、以下の場合に、報告日時点で過大なコストや労力をかけずに利用可能なすべての合理的で裏付け可能な情報を使用することが要求されます。
 - 重要なインパクト、リスクまたは機会を特定する
 - 上流および下流のバリュー・チェーンの範囲を、重要性があるインパクト、リスクまたは機会に関連して、その広さや構成を含めて決定する
 - 上流および下流のバリュー・チェーン情報を含むように情報を拡張する
 - 指標に関する情報を作成する
 - 現在および予想される財務的影響を報告する

- 企業が報告期間中に子会社を取得した場合、当該子会社をマテリアリティ評価およびサステナビリティ・ステートメントに含めることを翌報告期間まで延期することができます。同様に、子会社が報告期間中にグループを離脱した場合には、企業は当報告期間の期首からのマテリアリティ評価および報告バウンダリーの範囲を調整することができます。
- 企業は、活動がその性質上、その指標によって表されるインパクト、リスクまたは機会の重要な要因でない場合には、指標の計算から活動を除外することができます。ただし、計算からの除外が関連性および報告される情報の忠実な表現を損なうと予想されない場合にのみ除外することができます。
- 企業が、自らの事業活動もしくは上流または下流のバリュー・チェーンの客観的に定義された部分についてのみ、過大なコストや労力をかけずに信頼性の高い直接または見積もりデータを提供できる場合には、重要性があるインパクト、リスクまたは機会を特定したものの、対応する指標については、現時点では、報告範囲の一部またはバリュー・チェーンの一部のみに関してしか報告できないことも開示することが求められます（GHG 排出量は除く）。

つながりのある情報および企業報告の他の部分との連携

企業は、サステナビリティ・ステートメントの利用者が、報告内の異なる情報間のつながり、およびサステナビリティ・ステートメント内の情報と企業報告の他の部分で開示されているその他の情報（財務諸表を含む）とのつながりを理解できるような情報を提供する必要があります。

サステナビリティ・ステートメントに、企業の財務諸表にも記載されている金額またはその他の定量的情報が含まれている場合、企業は財務諸表を相互参照することが要求されます（「直接的なコネクティビティ」）。サステナビリティ・ステートメントに、企業の財務諸表に記載されている金額の総計または一部の金額が含まれている場合（「間接的なコネクティビティ」）、企業は、これらの金額が財務諸表に記載されている最も関連性の高い金額とどのように関連しているかを説明することが求められます。



ESRS 1 「全般的要求事項」

極秘情報または機密情報

一定の条件が満たされる場合、企業は、次の種類の情報を省略することが認められます。

- その開示が企業の商業上の地位に重大な不利益をもたらす情報
- 営業秘密に該当する知的資本、知的財産、ノウハウ、技術情報またはイノベーションの成果に相当する情報
- その開示により EU または 1 つ以上の加盟国の利益が何らかの形で害され得る極秘情報
- EU 法または国内法に定められた義務により、もしくは自然人のプライバシーや安全、または法人の安全を守るため、不正アクセスまたは開示から保護されるべき情報。

段階的に導入される開示要求

省略できる開示要求または情報	当該情報を省略できる企業	省略が認められる会計年度
企業のバリュー・チェーンに関する情報 (必要な情報のすべてが利用可能ではない場合) (この場合、企業は、バリュー・チェーンに関して必要な情報を入手するために行った努力、必要な情報のすべてを取得できなかった理由、および将来必要な情報を取得するための計画を説明することが要求される)	すべての企業	企業が CSRD に基づくサステナビリティ報告要求の対象となる最初の 3 会計年度
ESRS 第 1 セットで要求される指標および金額と同一ではない定量的指標および金額に関する比較情報	「Wave 1」企業 ²	改正 ESRS に準拠した最初の会計年度
定量的指標および金額に関する比較情報	その他の企業 ³	最初の報告会計年度
すべてのトピック別基準におけるすべての開示要求	小規模な ⁴ 「Wave 1」の企業	2027 年より前の会計年度

²「Wave 1」の企業とは、2024 年 1 月 1 日から 2026 年 12 月 31 日までの間に開始する会計年度についてサステナビリティ報告が要求される企業をいう。

³その他の企業とは、2027 年 1 月 1 日以後開始する会計年度についてサステナビリティ報告が要求される企業をいう。

⁴小規模企業とは、貸借対照表日時点で、会計年度中の純売上高 4 億 5,000 万ユーロおよび平均従業員数 1,000 人を超えない企業をいう。



ESRS 1 「全般的要求事項」

省略できる開示要求または情報	当該情報を省略できる企業	省略が認められる会計年度
ESRS E4 および ESRS S2-S4 におけるすべての開示要求	大規模 ⁵ な「Wave 1」の企業	2027 年より前の会計年度
	その他の企業	最初の 2 報告会計年度
予想される財務的影響に関するすべての情報（重要性がある物理的および移行リスクから予想される財務的影響に関する特定の情報を除く）	「Wave 1」の企業	2028 年より前の会計年度
	その他の企業	最初の 2 報告会計年度
予想される財務的影響に関する定量的情報（重要性がある物理的および移行リスクから予想される財務的影響に関する特定の情報を除く）	「Wave 1」の企業	2030 年より前の会計年度
	その他の企業	最初の 4 報告会計年度

省略できる開示要求または情報	当該情報を省略できる企業	省略が認められる会計年度
ESRS E2 に規定された懸念物質に関連する定量的情報	「Wave 1」の企業	2030 年より前の会計年度
	その他の企業	最初の 3 報告会計年度
企業がそのような物質を含む物品の使用者である場合の、非常に高い懸念物質に関する情報	「Wave 1」の企業	2028 年より前の会計年度
	その他の企業	最初の報告会計年度
特定の ESRS S1 の開示要求	「Wave 1」の企業	2027 年より前の会計年度
	その他の企業	最初の報告会計年度

⁵ 大規模企業とは、貸借対照表日時点で、会計年度中の純売上高 4 億 5,000 万ユーロおよび平均従業員数 1,000 人を超える企業をいう。

ESRS 2 「全般的な開示」

目的

ESRS 2 は、重要性があるインパクト、リスク、機会およびそれらに関連するトピックに関する開示に関連して、サステナビリティトピックに適用される全般的な開示要件を定めています。

サステナビリティ・ステートメント作成の基礎

この開示要求の目的は、特定の状況において ESRS 1 で要求される開示情報を含め、サステナビリティ・ステートメントの作成基礎を理解してもらうことです。

企業は、次の事項を開示することが要求されます。

- サステナビリティ・ステートメントが連結ベースで作成されたのか個別ベースで作成されたのか、また、企業自身の事業の報告バウンダリーが連結財務諸表で採用しているものと異なる場合には、その差異の説明と理由
- サステナビリティ・ステートメントが企業の上流および下流のバリュー・チェーンをどの程度カバーしているかの概要

企業は、サステナビリティ・ステートメントが報告期間末日時点で適用可能な ESRS に従って作成されていることを記述することが求められています。企業は、ESRS 1 に規定されている救済措置、オプションまたはその他の規定を、適用する際に関連して要求されている情報とともに開示することが求められます。

ガバナンス

企業は、次の事項を理解するための開示情報を提供することが要求されます。

- 管理、経営および監督機関の役割および責任ならびに重要性があるインパクト、リスクおよび機会を監視、管理および監督するためのプロセス、コントロールおよび手続
- 管理、経営および監督機関のメンバーに提供されているサステナビリティのトピックにリンクしているインセンティブ制度の主要な特徴
- サステナビリティ・ステートメントで、サステナビリティのトピックに関して適用したデュー・デリジェンス・プロセスの主要なステップが開示された箇所
- 企業のリスク管理ならびにサステナビリティ報告に関連する内部統制プロセスおよびシステム

戦略

企業は、次の事項を理解するための開示情報を提供することが要求されます。

- 重要性があるインパクト、リスクおよび機会へのエクスポージャーとその発生源を理解するために、重要性があるインパクト、リスクおよび機会に関連し、または影響を及ぼす、企業の全般的戦略、ならびにビジネスモデル、上流および下流のバリュー・チェーンの主要な要素
- 企業のステークホルダー・エンゲージメント、ステークホルダーの利益および意見が企業の管理、経営および監督機関の注意をどのようにして喚起しているか、ならびにどのように企業の戦略およびビジネスモデルの情報を提供しているか
- 関連する財務的影響を含めた企業の重要性があるインパクト、リスクおよび機会とその戦略とビジネスモデルの間の相互作用



ESRS 2 「全般的開示」

インパクト、リスク、および機会管理

企業は、次の事項を理解するための開示情報を提供することが要求されます。

- サステナビリティ・ステートメントに記載すべき開示情報を決定する根拠として、インパクト、リスクおよび機会ならびに関連するトピックを特定し、そのマテリアリティを評価するプロセス
- 重要性があるインパクト、リスクおよび機会に関してのマテリアリティ評価の結果、ならびに ESRS にしたがって報告された重要性がある情報

マテリアリティ評価プロセスに関する詳細な開示要求

企業は、次の事項を開示することが要求されます。

- 人々または環境にどのように影響するかまたは影響する可能性があるかを含み、企業の既に発生しているおよび潜在的な、正および負の重要性があるインパクト、ならびにその重要性があるリスクおよび機会の簡潔な記述（関連するトピックならびにインパクト、リスクおよび機会が自社の事業および企業の上流および下流のバリュー・チェーンとどこでどのようにつながりがあるかを特定する）
- 企業が気候変動は重要性がないと結論づけ、ESRS E1 のすべての開示要求を省略する場合の結論の根拠
- 前報告期間と比較した、重要性があるインパクト、リスクおよび機会に関連する変化
- サステナビリティ・ステートメントを作成する際に準拠した開示要求のリスト。これにより、関連する開示がサステナビリティ・ステートメントのどこに記載されているかを識別することができ、参照により組み込まれているものについては個別に明示される

- ESRS 1 に従って提供された「補足」情報のリスト

- 企業が企業自身の事業または上流および下流のバリュー・チェーンを通じて、強制労働または児童労働に関連する重要なインパクト、リスクおよび機会とつながりがある場合、事業の種類（製造工場等）別または事業を行っている国または地域別の児童労働および強制労働に関連するインシデントのリスクの高まりへのエクスポージャー

- ESRS 2 の付録 A に記載されている他の EU 法に由来するすべてのデータポイントの表。サステナビリティ・ステートメントのどこに記載されているか、または重要性がないと判断されたデータポイントについては「重要性がない」ことを提示する。

方針、行動、指標および目標についての全般的開示要求

全体の開示要求

方針、行動および目標に関する情報は、企業がその重要性があるインパクト、リスクおよび機会を管理しているレベルを理解できるようにする必要があります。企業がトピックの特定の側面についてのみ方針を採用し、行動を実施し、または目標を設定した場合には、対象となる側面を理解できるように、開示情報の作成および表示の方法にこれを反映させるべきです。企業が重要性のあるインパクト、リスクおよび機会に関するトピックについて、方針、行動および目標を有していない場合には、その旨を開示することが要求されます。

トピック別基準または企業固有の基礎にしたがって情報を開示する場合には、企業は、次の事項に関し、方針、行動、指標および目標について、全般的開示要求を適用することが要求されます。

- 実際のおよび潜在的な重大な負のインパクトの防止、緩和、終結、最小化、修復するための、ならびに重要性があるリスクを管理し、または実際のおよび潜在的な重大な正のインパクトや重大な機会を追求するための方針および行動
- 重要性があるインパクト、リスクおよび機会に関連して、経時的な進捗を評価するための指標および目標



ESRS 2 「全般的開示」

方針の開示要求

この開示要求の目的は、実際および潜在的な重大な負のインパクトの防止、緩和、終結、最小化、または修復に取り組み、重要性があるリスクを管理し、重要性がある機会または正のインパクトを追求するために採用された方針に対する理解を可能にすることです。

行動とリソースの開示要求

この開示要求の目的は、重要性があるインパクト、リスクおよび機会を管理し、該当する場合には関連する方針の目的を達成するために、実施されたまたは計画されている企業の主要な行動を理解できるようにすることです。

指標に関する開示要求

この開示要求の目的は、企業が指標に関する開示を作成することを支援することです。

目標の開示要求

この開示要求の目的は、人々、環境または企業に対して期待される成果の観点から定義された目標を企業がどのように設定するかについての理解を提供すること、重要性があるインパクト、リスクおよび機会に関連して、企業が方針および行動の有効性をどのように追跡するかについての理解を提供すること、ならびに、採用した目標に対する全体的な進捗および有効性についての経時的な理解を提供することです。これには、進捗が関連する行動計画と整合しているかどうか、行動計画に関連する重大な事実および状況が目標の達成に影響を及ぼすかどうかが含まれます（該当する場合）。

トピック別 ESRS

ESRS E1 「気候変動」

ESRS E1 は、気候変動に関する開示要求、特に以下のサブトピックに関して規定しています。

- 気候変動の緩和
- 気候変動への適応
- エネルギー

気候変動の緩和は、パリ協定および欧州気候法の目的に沿って、世界平均気温の上昇を産業革命前の水準から 1.5°C に制限する企業の努力に関連します。企業が、GHG 排出削減目標に言及する移行計画に関する情報を開示する場合であって、その目標が地球温暖化を 1.5°C に抑えることと整合していない場合には、企業は、特に、その目標値が参照値とどのように比較されるか、および将来の進展をどのように考慮したかを説明することにより、その不整合を説明することが要求されます。ESRS E1 は、企業の GHG 排出量への取り組み方と関連する移行リスクに関する開示要求を対象としています。

気候変動への適応は、実際のおよび予想される気候変動の影響に対する企業の適応プロセスに関連します。ESRS E1 は、企業の物理的な気候リスクにつながる場合のある気候関連の危険性と、これらのリスクを削減するための適応策に関連する開示要求を対象としています。また、気候関連の危険性への必要な適応から生じる移行リスクも対象とします。

エネルギーに関する開示要求は、エネルギーの生産と消費のすべてのタイプを対象としています。

Observation

企業の気候変動緩和のための移行計画は、単独の計画として策定することも、緩和と適応の両側面を含む、より広範な移行計画に組み込むこともできます。企業の移行計画が適応も対象としている場合、開示情報はその事実を明記し、提供された情報を相互参照する必要があります。

ESRS E1 では、企業がシナリオ分析を行うことは任意であることを確認しています。ただし、気候レジリエンスの評価を目的としてシナリオ分析を用いる場合には、企業は、実施した分析に関する情報およびその結果が、気候関連のリスクに対する企業の潜在的な対応にどのように影響するかについての情報を開示しなければなりません。

企業は、ISSB 基準など他の報告フレームワークを適用する際に、または当該分析が気候関連のリスクおよび機会の識別と評価に役立つと考える場合に、既に気候関連シナリオ分析を使用していることがあります。

GHG 排出量の測定に関して、ESRS 1 は適用すべき報告バウンダリーを定義しています。当該バウンダリーの出発点は、「温室効果ガスプロトコル」：「GHG プロトコル事業者排出量算定報告基準（2004 年）」（GHG プロトコル）における財務支配力に対応します。かわりに、企業は GHG プロトコルで定義されている持分割合アプローチまたは経営支配力アプローチを使用することができます。

ESRS E2 「汚染」

ESRS E2 は、汚染に関連する開示要求、特に以下のサブトピックに関して規定しています。

- 大気汚染、水質汚染、土壌汚染
- マイクロプラスチック
- 懸念物質（非常に高い懸念物質を含む）



トピック別 ESRS

大気汚染、水質汚染および土壌汚染は、大気、水および土壌への企業の排出ならびにそのような排出の防止、コントロール、および削減を参照しています。水への排出は、淡水および海水への排出を含みます。

非常に高い懸念物質を含む懸念物質に関する開示要求は、関連する既に発生しているまたは潜在的なインパクトについての理解を利用者に提供するための開示要求を定め、また、それらの製造、使用、流通および商業化に対する可能性のある制限を考慮します。

ESRS E3 「水」

ESRS E3 は、水に関連する開示要求、特に以下のサブトピックに関して規定しています。

- 以下を含む水の使用：
 - 取水
 - 水消費
 - 排水
 - 貯水

「水」という用語は、淡水および地表水、地下水、海水、製造水および第三者水などの異なる水源からの他の種類の水を指します。

ESRS E4 「生物多様性および生態系」

ESRS E4 は、生物多様性および生態系に関連する開示要求、特に以下のサブトピックに関して規定しています。

- 生物多様性および生態系変化の要因
- 種の状態
- 陸上、淡水、海洋の生態系の状態と範囲
- 生態系サービス

「生物多様性（biodiversity）」および「生物間の多様性（biological diversity）」という用語は、陸上生態系、淡水生態系、海洋生態系およびその他の水生生態系ならびにそれらが構成する生態学的複合体を含むすべての発生源からの生物間の多様性を指します。

Observation

ESRS E4 は、昆明・モントリオール世界生物多様性枠組で掲げられている生物多様性の損失の阻止と回復という世界的目標に貢献するため、ビジネスモデルや戦略を転換するための生物多様性および生態系の移行計画を策定し、その計画の主要な内容（例えば、自社ウェブサイトや報告書などの公にアクセス可能な手段を通じて）を公表している場合、その内容を開示することが求められています。

生物多様性は、例えば気候変動への対応など、企業のより広範な移行計画の一部として位置づけることもできます。

ESRS E5 「資源利用および循環型経済」

ESRS E5 は、資源利用および循環型経済に関連する開示要求、特に以下のサブトピックに関して規定しています。

- 資源流入
- 製品およびサービスに関連する資源流出
- 廃棄物に関連する資源流出



トピック別 ESRS

ESRS S1 「自社の労働力」

ESRS S1 は、自社の労働力に関連する開示要求、特に以下のサブトピックに関して規定しています。

- 労働条件（適切な賃金、ワークライフバランス、労働時間、安定した雇用、社会保障を含む）
- 社会対話、結社の自由、労使協議会、労働者の参加権、団体交渉
- 安全衛生
- 研修・能力開発
- 多様性と平等な待遇（男女平等、同一労働同一賃金、雇用と障害者のインクルージョン、非差別、ハラスメント防止を含む）
- その他の労働関連の人権（児童労働、強制労働、プライバシー、適切な住居を含む）

自社の労働力には、企業と雇用関係にある人々（「従業員」）および企業自身の労働力の非従業員が含まれます。非従業員とは、労働力を供給する企業と契約しているもの（「自営業者」）または主として「雇用活動」に従事する報告企業から提供されるものを指します。

ESRS S1 に基づく非従業員に関する情報は、適用される労働法に基づく地位に影響を及ぼすものではありません。ESRS S1 は、企業の上流または下流のバリュー・チェーンにおける労働者を対象としていません。これらの労働者は ESRS S2 の対象となっています。

ESRS S2 「バリュー・チェーンにおける労働者」

ESRS S2 は、バリュー・チェーンにおける労働者に関連する開示要求、特に ESRS S1 と同じサブトピックに関して規定しています。

ESRS S2 は、企業によって重要な影響を受けているかまたは受ける可能性のある、企業の上流および下流のバリュー・チェーンのすべての労働者を対象としており、このような影響は企業自身の業務または上流および下流のバリュー・チェーンとつながりがある場合があります。これには、企業の製品またはサービス、ならびに企業とのビジネス関係とつながりのある影響が含まれます。ESRS S2 は、ESRS S1 で定められている「自社従業員」の適用範囲に含まれない労働者が含まれます。

ESRS S3 「影響を受けるコミュニティ」

ESRS S3 は、影響を受けるコミュニティに関連する開示要求、特に以下のサブトピックに関して規定しています。

- 地域社会の経済的、社会的および文化的権利（土地関連の影響、安全保障関連の影響、十分な住居および食料、水ならびに衛生を含む）
- 地域社会の市民的・政治的権利（表現の自由、集会の自由、人権擁護活動家への影響を含む）
- 先住民族の権利（自由、事前の情報に基づく同意、自己決定、文化的権利を含む）



トピック別 ESRS

ESRS S4 「消費者およびエンドユーザー」

ESRS S4 は、消費者およびエンドユーザーに関連する開示要求、特に以下のサブトピックについて規定しています。

- 消費者およびエンドユーザーに対する情報関連の影響（プライバシー、情報へのアクセス、表現の自由を含む）
- 消費者およびエンドユーザーの身体の安全（健康と安全、子どもの保護、人の安全を含む）
- 消費者およびエンドユーザーの社会的包摂（製品とサービスへのアクセス、責任あるマーケティング慣行、無差別を含む）

ESRS G1 「企業の行動倫理」

ESRS G1 は、企業の行動倫理に関連する開示要求、特に以下のサブトピックに関して規定しています。

- 腐敗・贈収賄防止、内部告発者の保護、動物愛護などの企業文化
- 支払い慣行、特に中小企業への支払い遅延を含む供給者との関係の管理
- ロビー活動を含む政治的影響力



次のステップ

委任法は、欧州議会および EU 理事会に精査のため提出されました。両機関には、当該委任法に異議を唱える（拒否する）ための期間として 2 か月が与えられており、必要に応じてさらに 2 か月延長されます。異議が唱えられなければ、精査期間の満了後に当該委任法は発効します。⁶

委任法およびその附属書に含まれる ESRS は、2027 年 1 月 1 日以後開始する会計年度から適用されます。2026 会計年度からの早期適用は、委任法が発効し次第認められています。

委任法は、発効後、その全体について拘束力を有し、すべての加盟国において直接適用されます。企業による強制適用は、各企業が属する加盟国において CSRD が国内法制化されている範囲で求められます。

⁶ 委任法は、改訂後の ESRS は採択日から 4 か月と 1 週間を経過した日に発効すると規定している。



Further information

If you have any questions about the revised ESRSs, please speak to your usual Deloitte contact or get in touch with a contact identified in this *iGAAP in Focus*. For more information about this and other corporate reporting-related topics, please see our [IAS Plus website](#).

The Deloitte Accounting Research Tool (DART) is a comprehensive online library of financial and sustainability reporting literature. [iGAAP on DART](#) allows access to the full IFRS standards, linking to and from:

- Deloitte's authoritative, up-to-date, iGAAP manuals which provide guidance for reporting under IFRS standards
- illustrative financial statements for entities reporting under IFRS Accounting Standards.

In addition, our [sustainability reporting](#) volumes of iGAAP provide guidance on disclosure requirements and recommendations which businesses must consider in light of the broader environmental, social and governance matters which can significantly drive the value of an entity.

To apply for a subscription to iGAAP on DART, [start the application process](#) and select the iGAAP package. [More information about iGAAP on DART](#), including pricing of the subscription packages, is available on IAS Plus.

原文（英語）：[iGAAP in Focus — European Commission publishes delegated act on simplified ESRs](#)

サステナビリティ開示・保証の最新規制動向

日本・ヨーロッパ・南北アメリカ・アジアパシフィックにおけるサステナビリティ開示・保証の規制に関する最新動向を取りまとめています。



Deloitte. トーマツ.

デロイト トーマツ

デロイト トーマツ グループは、日本におけるデロイト アジア パシフィック リミテッドおよびデロイトネットワークのメンバーである合同会社デロイト トーマツ グループならびにそのグループ法人（有限責任監査法人トーマツ、合同会社デロイト トーマツ、デロイト トーマツ税理士法人および DT 弁護士法人を含む）の総称です。デロイト トーマツ グループは、日本で最大級のプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従いプロフェッショナルサービスを提供しています。また、国内 30 都市以上に 2 万人超の専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト、www.deloitte.com/jp をご覧ください。

Deloitte（デロイト）とは、Deloitte Touche Tohmatsu Limited（“Deloitte Global”）、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人（総称して“デロイトネットワーク”）のひとつまたは複数を指します。Deloitte Global ならびに各メンバーファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体であり、第三者に関して相互に義務を課しまたは拘束させることはありません。Deloitte Global およびその各メンバーファームならびに関係法人は、自らの作為および不作為についてのみ責任を負い、互いに他のファームまたは関係法人の作為および不作為について責任を負うものではありません。Deloitte Global はクライアントへのサービス提供を行いません。詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

デロイト アジア パシフィック リミテッドは保証有限責任会社であり、Deloitte Global のメンバーファームです。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア パシフィックにおける 100 を超える都市（オークランド、バンコク、北京、ベンガルール、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、ムンバイ、ニューデリー、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む）にてサービスを提供しています。

Deloitte（デロイト）は、最先端のプロフェッショナルサービスを、Fortune Global 500®の約 9 割の企業や多数のプライベート（非公開）企業を含むクライアントに提供しています。デロイトは、資本市場に対する社会的な信頼を高め、クライアントの変革と繁栄を促進することで、計測可能で継続性のある成果をもたらすプロフェッショナルの集団です。デロイトは、創設以来 180 年の歴史を有し、150 を超える国・地域にわたって活動を展開しています。“Making an impact that matters”をパーパス（存在理由）として標榜するデロイトの約 46 万人の人材の活動の詳細については、www.deloitte.com をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、Deloitte Touche Tohmatsu Limited（“Deloitte Global”）、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人（総称して“デロイトネットワーク”）が本資料をもって専門的な助言やサービスを提供するものではありません。皆様の財務または事業に影響を与えるような意思決定または行動をされる前に、適切な専門家にご相談ください。本資料における情報の正確性や完全性に関して、いかなる表明、保証または確約（明示・黙示を問いません）をするものではありません。また Deloitte Global、そのメンバーファーム、関係法人、社員・職員または代理人のいずれも、本資料に依拠した人に関係して直接または間接に発生したいかなる損失および損害に対しても責任を負いません。Deloitte Global ならびに各メンバーファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。

@2026.For information, contact Deloitte Tohmatsu Group.



IS 669126 / ISO 27001



BCMS 764479 / ISO 22301

IS/BCMS それぞれの認証範囲
はこちらをご覧ください

<https://www.bsigroup.com/clientDirectory>

MAKING AN
IMPACT THAT
MATTERS
since 1845

Member of
Deloitte Touche Tohmatsu Limited